

# 平成 29 年度監査報告書

## 公の施設の指定管理者監査

国分寺市立もとまち地域センター  
国分寺市生きがいセンターもとまち

平成 30 年3月

国分寺市監査委員

## 平成 29 年度 公の施設の指定管理者監査結果報告書

### 第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査

### 第 2 監査の対象

- 1 国分寺市立もとまち地域センター  
指定管理者 株式会社 東京リーガルマインド  
所 管 市民生活部 協働コミュニティ課
- 2 国分寺市生きがいセンターもとまち  
指定管理者 株式会社 東京リーガルマインド  
所 管 福祉保健部 高齢福祉課

### 第 3 監査の範囲

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

### 第 4 監査の実施期間

平成 29 年 11 月 14 日から平成 30 年 3 月 27 日  
現地調査 平成 30 年 1 月 15 日

### 第 5 監査の着眼点

公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

#### 所管関係

- 1 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか。
- 2 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令等に根拠をおいているか。
- 3 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- 4 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- 5 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- 6 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- 7 業務履行確認は事業報告書によりなされているか。
- 8 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

- 9 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか。

#### 指定管理者

- 1 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- 2 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- 3 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- 4 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は適正に行われているか。
- 5 収納事務は適正に行われているか。
- 6 利用料金の設定等は適正になされているか。
- 7 利用促進のための努力はなされているか。
- 8 施設の管理運営は適切に行われているか。

#### 第6 監査の方法

監査対象所管及び指定管理者から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

#### 第7 指定管理の概要

国分寺市立もとまち地域センター及び国分寺市生きがいセンターもとまち

##### 1 指定管理者名称

株式会社 東京リーガルマインド

##### 2 指定の意義

国分寺市立もとまち地域センター及び国分寺市生きがいセンターもとまちの管理に関し、国分寺市が株式会社東京リーガルマインドに指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ本施設の利用者の利便を向上させ、地域コミュニティ及び高齢者福祉の一層の増進を図ることにある。

##### 3 業務の範囲

- (1) 施設の使用承認等及び使用料の納入等に関すること。
- (2) 使用承認の変更及び取消しに関すること。
- (3) 施設の使用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。
- (4) 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- (5) 施設の簡易修繕に関する業務に関すること。
- (6) 施設の管理運営に関して、市長が必要と認めること。

- (7) 地域センターの運営に関すること。
- (8) 地域生きがい交流事業に関すること。

#### 4 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

#### 5 指定管理費

平成 26 年度 12,907,361 円

平成 27 年度 12,742,790 円

平成 28 年度 12,742,791 円

平成 29 年度 12,742,790 円

平成 30 年度 12,742,791 円

#### 6 決算額

平成 28 年度 12,742,791 円

#### 7 施設の概要

国分寺市立もとまち地域センター

国分寺市生きがいセンターもとまち

所在地 国分寺市西元町三丁目 18 番 12 号

面積等 延床面積 645.78 m<sup>2</sup>

構造等 地上 2 階，鉄筋コンクリート造

### 第 8 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ，適正に執行されているものと認められたが，一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので，以下個別に記述する。

#### 1 所管（高齢福祉課）

地域生きがい交流事業業務における連絡・報告義務については協定書の特記仕様書 1 で，各期開始時，各期終了後，年度終了後，事例発生毎に遅滞なく報告するものが定められているが，提出されていないものがあつた。適正に管理されたい。

#### 2 指定管理者

収支決算書の内訳について誤りがあつた。収支決算書作成の際には確認をされたい。

### 3 共通事項（所管・指定管理者）

本事業は、もとまち地域センター事業を協働コミュニティ課、生きがいセンターもとまち事業を高齢福祉課が所管し、株式会社東京リーガルマインドが管理運営を行っている。収支計画書、決算書等、共通の書類も多いため、指定管理者及び各所管において把握確認し、相互で連携して事業を進められたい。

また以下について、指定管理者においては改善をし、所管においては確認をされたい。

#### （1）収支計画書と収支決算書について

提出された収支決算書について、予算額に対し市指定の事業費に不用額が生じる一方で、年度当初に提出された収支計画書で計上していない租税公課費の支出があった。収支計画書には、租税公課費など見積ることができるものは予算計上されたい。

#### （2）自主事業の決算報告について

自主事業は協定書において、指定管理者の費用により実施することとなっているが、自主事業の費用の一部が自主事業に係る決算報告ではなく、指定管理業務に係る決算書の事業費等に計上されていた。本来であれば実質収益として計上すべきもので、結果的に指定管理者の負担となっていると考えるが、決算報告を指定管理業務と自主事業に分けて行っている以上は、それぞれに係る費用は分けて計上されたい。